

## 第5章 横浜美術館報告書

### 目次

|                         | <u>頁</u> |
|-------------------------|----------|
| 1. 横浜美術館の概要             | 55       |
| 2. 財団法人横浜市芸術文化振興財団の事業概要 | 63       |
| 3. 横浜市文化基金の概要           | 66       |
| 4. 入場料金                 | 71       |
| 5. 企画展                  | 72       |
| 6. 入場者数                 | 74       |
| 7. 博物館法上の博物館相当施設の指定     | 76       |
| 8. 地方独立行政法人的視点からの事業運営   | 78       |
| 9. 横浜美術館の行政コスト計算書       | 81       |
| 10. 出納・資金の管理            | 83       |
| 11. 物品管理                | 85       |
| 12. 美術品管理               | 87       |
| 13. 委託契約                | 91       |
| 14. 情報システム              | 92       |

# 1. 横浜美術館の概要

## (1) 沿革

「横浜市美術館の基本構想のあり方について」（昭和57年3月18日答申、横浜市美術館基本構想委員会）にて「横浜にふさわしい美術館」として、以下のように報告されています。

「横浜は安政6年（1859年）に開港以来、欧米文化の流入窓口であったばかりでなく、日本文化を海外へ送り出すうえでも国際都市としての地位を築いてきました。現在人口280万をようする大都市となり、進取性・開放性・国際性に富んだ、ダイナミックな都市を形成しつつあります。こうした背景をふまえて視点を現在及び未来に向けると、「横浜にふさわしい美術館」とは、すべての市民の美術鑑賞、美術文化の創造の場であるとともに日本の他の美術館、世界の美術館と深く係わりあうものでなくてはならないと考えます。とくに日本近代絵画が横浜から発祥した歴史を考え、また横浜から船積みされた芸術品がヨーロッパ美術へ与えた影響を考えると、横浜の美術館のもつ国際的役割は必然的なものとなります。横浜の美術館が国際的役割を担うことによって、芸術家及び市民の芸術諸活動に一層の刺激を与え、活力ある芸術文化を醸成する上で大きな影響を与えるものと考えます。」

昭和56年1月の美術館建設に関する提言から、平成元年11月の開館にいたる沿革は次のとおりです。

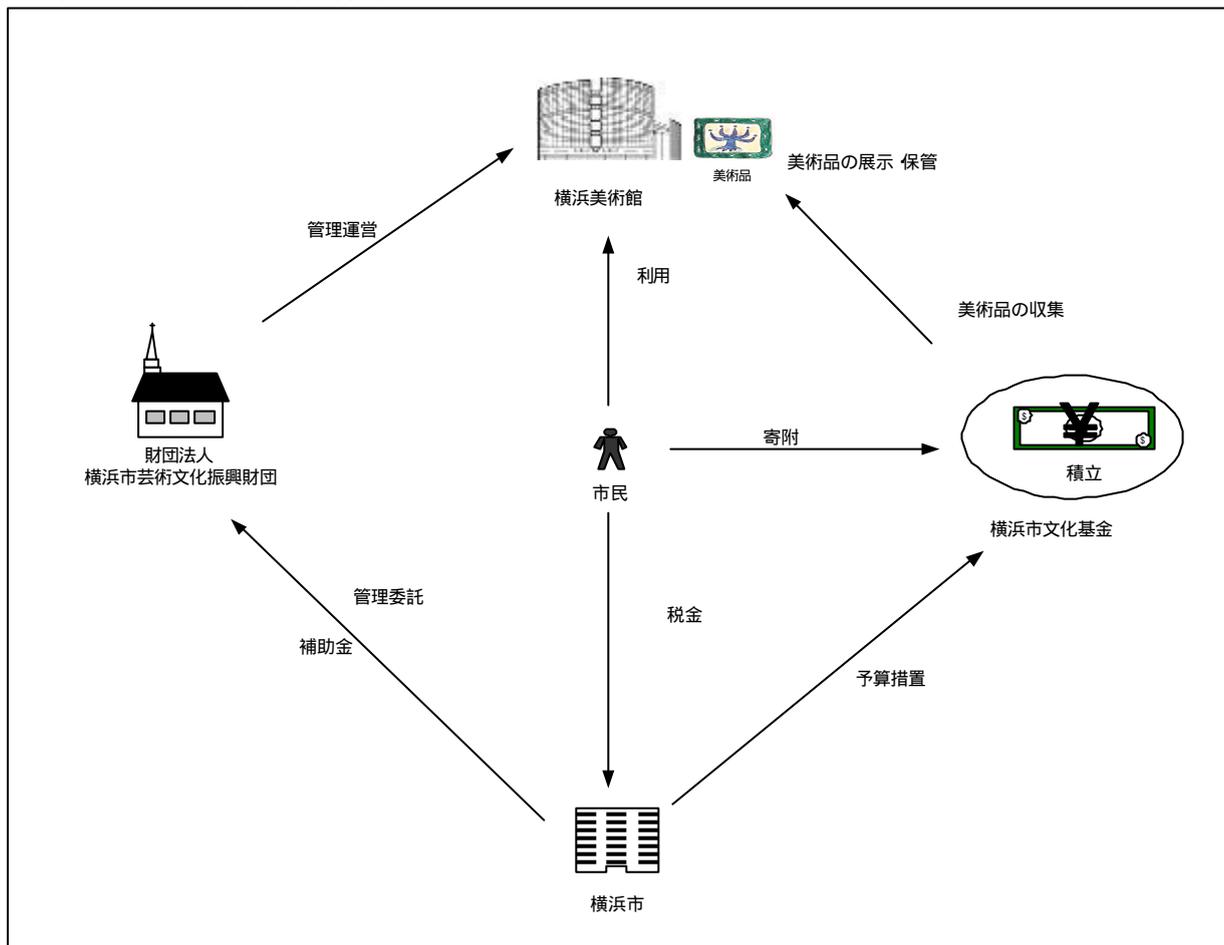
表5-1 横浜美術館沿革

| 年 月     | 建設から開設までの経過                           |
|---------|---------------------------------------|
| 昭和56年1月 | 横浜市文化問題懇談会にて美術館建設に関する提言               |
| 4月      | 横浜市文化基金条例の制定                          |
| 6月      | 美術館基本構想委員会発足                          |
| 10月     | 美術館資料収集委員会発足                          |
| 57年3月   | 美術館基本構想委員会答申                          |
| 9月      | 美術館設計条件研究会発足                          |
| 58年4月   | 美術館設計条件研究会報告書提出 “みなとみらい21”地区内に設置の方向づけ |
| 4月      | 美術館基本構想を丹下健三・都市・建築設計研究所に委託            |
| 6月      | 市民文化振興協議会上申書を提出                       |
| 11月     | 美術館基本設計委託、“みなとみらい21”埋立事業、土地区画整理事業着工   |
| 59年1月   | 美術館協力会発足                              |
| 2月      | 美術館建設委員会発足                            |
| 5月      | 美術館実施設計委託                             |
| 60年8月   | 美術館建設準備委員会設置                          |
| 12月     | 建設工事着手                                |
| 63年3月   | 建物竣工                                  |
| 9月      | 横浜美術館条例公布                             |
| 平成元年2月  | 外構工事完了                                |
| 3月      | 美術館開設（横浜博覧会施設として）                     |
| 11月     | 横浜美術館条例施行、開館                          |

## (2) 横浜美術館の全体像

横浜市の施設である横浜美術館の管理運営については、専門的な学芸員を擁する財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「振興財団」という。）に委託しています。横浜美術館の運営の全体像を図示すると以下のようになります。

図 5-1 横浜美術館全体像



横浜市は、振興財団に管理運営のための委託料と補助金を支出し、横浜市の職員も派遣しています。また、横浜市文化基金（以下「基金」という。）には文化振興費（歳出科目第3款3項1目）を支出し、これが美術品の収集に充当されています。

横浜美術館の施設概要については「1.(5) 横浜美術館の施設概要」、振興財団については「2.財団法人横浜市芸術文化振興財団の事業概要」、横浜市文化基金については「3. 横浜市文化基金の概要」にてそれぞれ詳述します。

### (3) 横浜美術館の機能

基本構想の中で横浜美術館が果たすべき機能として以下の7項目を挙げています。

|        |               |   |
|--------|---------------|---|
| 美術館の機能 | 収集            | <p>収集は収集方針に基づき、美術館の専門家が責任をもって行うべきであり、長期的見通しの上に充分時間をかけて行い、展覧会活動とリンクさせて行うべきである。</p> <p>収集の公正、適正を期すため、収集委員会を設け審査を行わなければならない。また、審査の事前に国内のみならず、国外の価格、評価の動向を的確に把握できる調査、研究体制が必要である。</p>                                  |
|        | 展示            | <p>展示は美術館の理念に基づく調査研究の成果を具現化するものである。常設展示は鑑賞者にとって疲れず、理解しやすい快適な環境で鑑賞できるような技術機能の導入をはかり、一方、企画展示は多くの市民をひきつけるような魅力を持たせ、常設展示とは異なる工夫が必要である。また若く有能な作家を発掘し、広く紹介してゆくことも重要である。</p>   |
|        | 保存            | <p>貴重な美術資料の保存に万全を期すため、適切な温度、湿度や、また採光、防塵、塩害などに、保存科学をふまえた注意深い配慮が必要である。また、収蔵庫はややもすると手狭になるので、将来的に拡張、増築できるよう配慮しなければならない。</p>   |
|        | 研究            | <p>研究活動は美術館活動の基盤であり、地道な努力の上に成り立つ。有効な学芸員、補助員と良好な研究活動の確保が必要である。学芸員の研究成果は、常設、企画展示のみならず、美術館出版物、公開講座などのあらゆるルートを通して市民に提供することも忘れてはならない。</p>  |
|        | 教育・普及         | <p>美術館は、旧来の行政の中での社会教育という固定したものの見方からとらえるのではなく、市民の文化的形成としての生涯教育のなかでとらえなければならない。市民の総合的文化活動を育成する立場から、市民の要求に対する受け身の姿勢ばかりでなく、創造活動および研究の場を提供するなど市民へ能動的に働きかける姿勢が大切である。また、各区に整備される文化施設での展覧会企画等との連繫業務も当美術館の重要な機能の一つである。</p> |
|        | 情報の提供         | <p>これからの美術館の重要な責務の一つに美術館情報の市民への提供がある。これは美術図書館という狭い考えからではなく、国内、国外の美術館、大学・美術研究機関等との情報交換を通して、市民の美術情報に関するニーズに応え得る機能を備えた美術情報センターの設置が望ましい。</p>  |
|        | 他の美術関連施設とのかわり | <p>現在、横浜市には市民ギャラリーがあり、また将来、地域的にギャラリー機能を持つ施設が整備される計画があるので、当美術館に貸ギャラリーを併設する必要はないと思われる。また開港資料館や人形の家は今後整備される美術館、博物館、博物館類似施設などとの企画面で有機的な関係を保つ必要がある。</p>  |

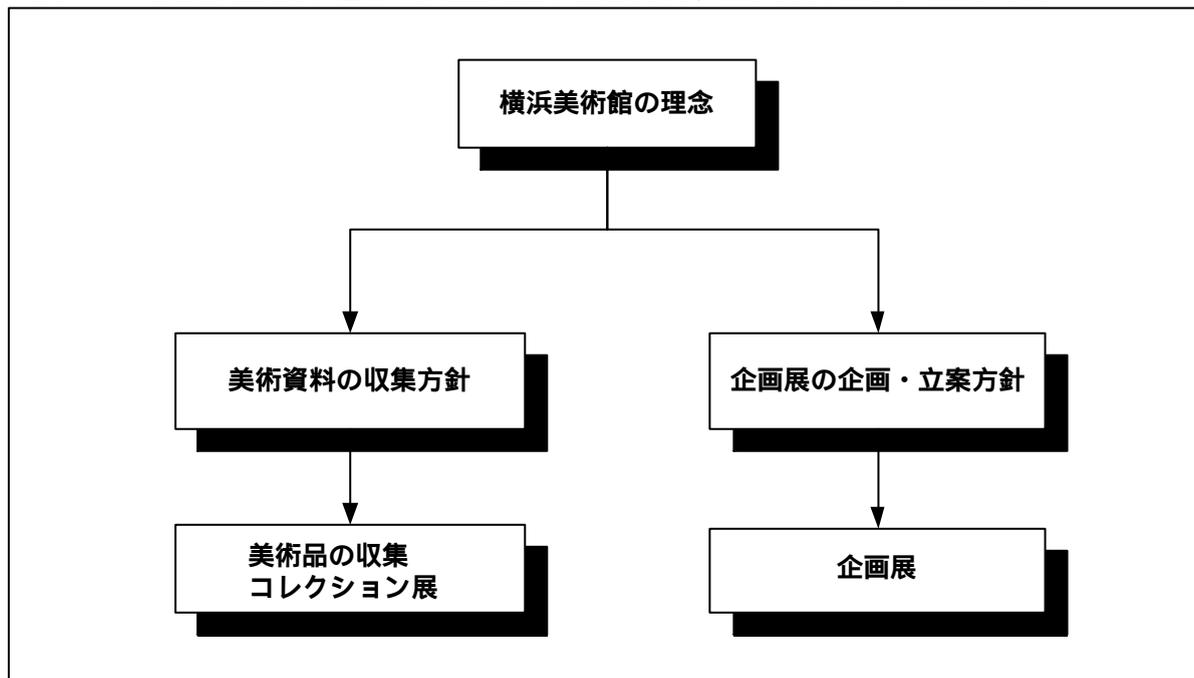
#### (4) 横浜美術館の理念と方針

横浜美術館は「美術文化の振興と市民の美術に関する学習、創作活動等に寄与する」(横浜美術館条例第1条)のために開館されました。このことを基本構想の中で、横浜美術館の理念として以下のことを掲げています。

- (1) 国際港都横浜にふさわしい世界に開かれた美術交流の場としての美術館。
- (2) 近代、現代美術が親しみやすく鑑賞できる機能を持つと同時に、市民や芸術家に創造活動の場を提供する美術館。
- (3) 美術資料(美術作品及び関連資料、以下同様)の収集、展示、保存、研究及び美術の教育、普及並びに美術情報センターとしての機能をそなえた美術館。
- (4) 横浜は長崎とともに写真発祥の地である特色に鑑み、写真の収集に力をそそぐ美術館。
- (5) 美術と他の芸術分野との関連を考慮しながら、市民の芸術活動を育成し、発展させる場としての美術館。

この横浜美術館の理念に基づいて、美術資料の収集方針、企画展の企画・立案方針が定められています。

図5-2 横浜美術館の理念と美術資料の収集方針、企画展の企画・立案方針



美術資料の収集方針に従って、美術品の収集が行われ、収集された美術品は「コレクション展(常設展示展)」として、その都度新たな展示テーマを設定し、年間を3期に分けて展示しています。

また、企画展の企画・立案方針に従って、振興財団の自主事業として年4回「企画展」を開催しています。

## (5) 横浜美術館の施設概要

横浜美術館の施設の概要は以下のとおりです。

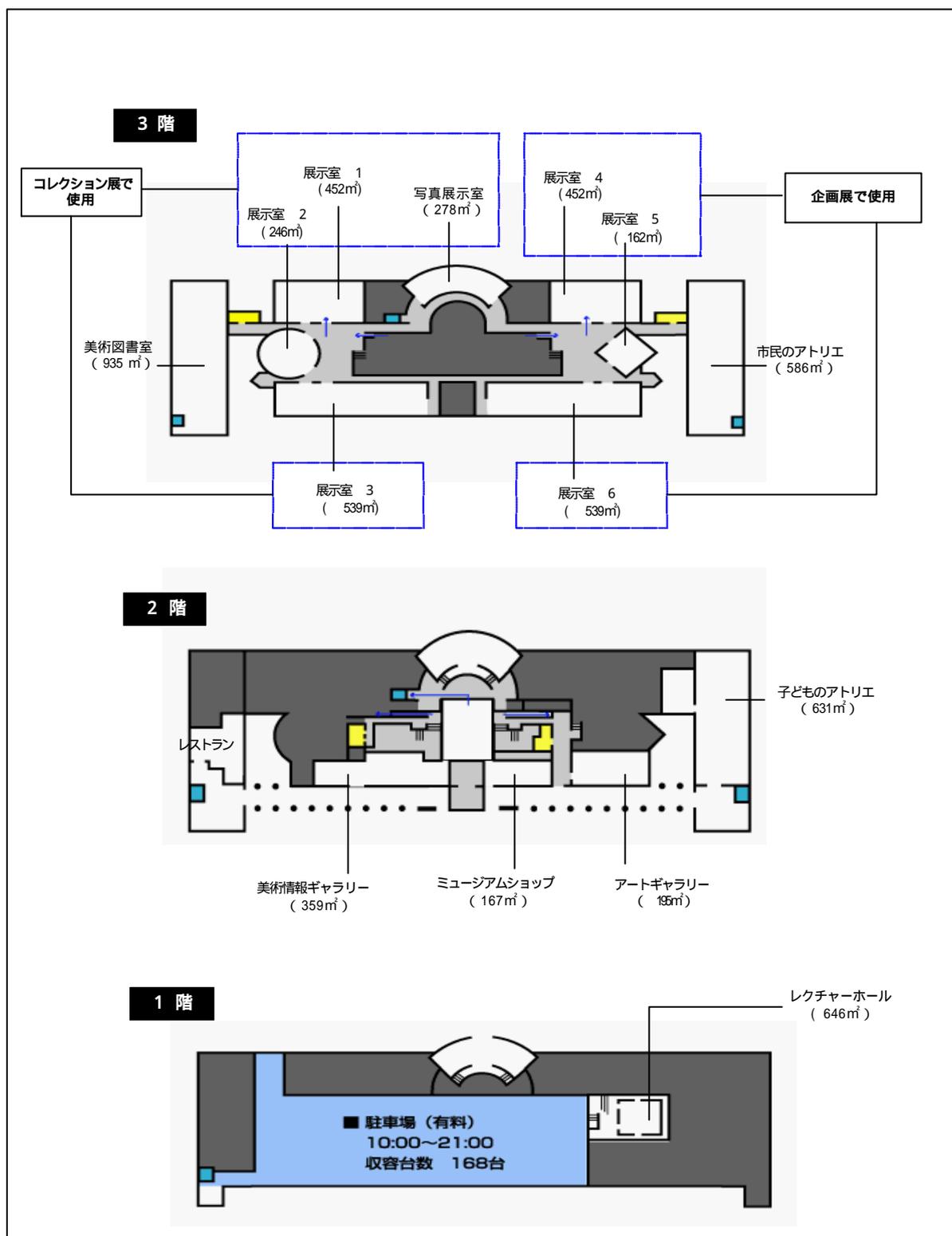
写真 5-1 横浜美術館外観



表 5-2 横浜美術館施設概要

| 項目   | 内容                         |   |                            |
|------|----------------------------|---|----------------------------|
| 所在地  | 横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号         |   |                            |
| 建築面積 | 敷地面積 19,803 m <sup>2</sup> | 建築面積 9,261 m <sup>2</sup>                               | 延床面積 26,829 m <sup>2</sup> |
| 構造   | 鉄骨鉄筋コンクリート造                |   |                            |
| 総建設費 | 建物等建設費 12,850,075 千円       | 土地取得費 5,612,802 千円                                      |                            |
| 利用案内 | 休館日                        | 木曜日(祝日を除く)、木曜日に祝日開館した場合その翌日<br>年末年始、臨時休館についてはその都度広報     |                            |
|      | 開館時間                       | 10時～18時(入館は17時30分まで)<br>企画展開催中の金曜日は20時まで開館(入館は19時30分まで) |                            |
|      | 駐車場                        | 10時～21時、収容台数=168台 有料                                    |                            |
|      | ショップ                       | 11時～17時30分、(展示室が休室の日は休店)                                |                            |
|      | レストラン                      | 11時30分～15時、17時30分～22時                                   |                            |

図 5-3 横浜美術館内部施設図



次に、横浜美術館の館内施設を機能に関連付けて説明します。

### 3階

#### ○展示室 (2,668 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の展示機能

横浜美術館の展示エリアは、主たる7つの展示室で構成され、それらは建物の外観に沿って、ほぼ左右対称に配されています。

正面より向かって左側、第1、第2、第3展示室がコレクション展、右側の第4、第5、第6展示室は企画展に用いられ、その中央に扇形の写真展示室があります。

#### ○市民のアトリエ (586 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の教育・普及機能

平面、立体、版画の各室で長期・短期の講座や研究会が随時行われており、市民と作家、市民と市民が「つくる」ことを通して美術に出会う場を共有しています。

#### ○美術図書館 (935 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の情報の提供機能

内・外の美術図書、展覧会カタログ、雑誌などを収集・公開し、美術関係資料に関する質問にも応じています。図書資料のデータは、図書検索パソコン4台により、書名、著者名、キーワード等で検索することができます。

### 2階

#### ○グランドギャラリー (1,143 m<sup>2</sup>)

2・3階 (18m) が吹き抜けの広々としたエントランスホールにおいて、気軽に音楽を鑑賞できるよう、企画展開催中の土曜日 14時から30分間の他、年数回 19時からクラシック、ジャズなどのコンサートを開催しています。

#### ○子どものアトリエ (631 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の教育・普及機能

プレイルーム、クラフトルーム、光と音のスタジオがあり、4～12歳の幼児、児童を対象に各種プログラムが用意されています。

#### ○美術情報ギャラリー (359 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の情報の提供機能

パソコンにより美術の情報を提供しているほか、インターネットの利用ができます。また、ビデオモニターでは美術関連ビデオが無料で鑑賞できます。

#### ○アートギャラリー (195 m<sup>2</sup>)

#### 美術館の教育・普及機能

海外の中堅作家の小企画展を入場無料で開催、また、アトリエ講座修了生作品展など多目的に使用される展示室です。

#### ○ミュージアムショップ (167 m<sup>2</sup>)

横浜美術館が所蔵する絵画・版画などの絵ハガキや独自のデザインのもとに作られたオリジナル・グッズをはじめ、名画の額絵・画材・書籍など、2,000種に及ぶ商品を販売しています。

### 1階

#### レクチャーホール (646 m<sup>2</sup>)

企画展スライドレクチャー、映画作品上映会など美術振興に関する行事を基本にして、講演会、音楽会など各種のイベントに活用されています。また、各種芸術活動のための一般貸し出しも行っていきます。

その他の横浜美術館の事業としては、横浜美術館5～7階にある収蔵庫に保管する美術品の管理、美術品の収集のための調査・研究を行っています。

この他、振興財団の自主事業として、企画・調査・研究活動として学芸員を中心に企画展開催に向けた準備、企画、調査活動を行っています。収蔵作品などの調査報告、研究活動をまとめた「研究紀要」、調査・研究活動を市民にわかりやすく紹介する「美術館叢書」を発行しています。広報広聴活動としては、横浜美術館ニュース「RGB」を年4回、横浜美術館行事カレンダーを年2回（平成14年度まで）発行しています。横浜美術館のPRおよび顧客誘致活動として、旅行代理店やホテルとの連携、企業の福利厚生事業との提携などを推進しています。

## 2 . 財団法人横浜市芸術文化振興財団の事業概要

### (1) 概要(平成15年7月1日現在)

|       |  |
|-------|--|
| 名称    | 財団法人横浜市芸術文化振興財団  |
| 所在地   | 横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号   |
| 設立年月日 | 平成3年7月10日  |
| 基本財産  | 200,000,000円   |
| 設立目的  | 美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市横浜の進展に寄与する。 |
| 職員数   | 193人(市派遣13人、固有職員125人、市OB22人、嘱託33人)   |

### (2) 管理運営施設

平成14年4月1日に、美術・音楽・演劇等の芸術文化を総合的に振興するため、昭和62年の設立以来横浜美術館を中心として美術の振興を図ってきた旧財団法人横浜市美術振興財団と、平成3年の設立以来、音楽・舞台芸術等の振興を担ってきた旧財団法人横浜市文化振興財団が統合され、現在の財団法人横浜市芸術文化振興財団となっています。

また、横浜美術館条例第12条では、美術館の管理に関する事務は、振興財団に委託する旨規定されています。これ以外にも、振興財団は以下の施設の管理運営を行っています。

表5-3 管理運営施設一覧

| 財団法人横浜市芸術文化振興財団          |   |
|--------------------------|---|
| 旧財団法人横浜市美術振興財団<br>(2施設)  | 横浜美術館、横浜市民ギャラリー   |
| 旧財団法人横浜市文化振興財団<br>(15施設) | 横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、関内ホール、<br>港南・旭・青葉・栄・泉区民文化センター、吉野町市民プラザ、<br>岩間市民プラザ、大倉山記念館、長浜ホール、久良岐能舞台、<br>陶芸センター、大佛次郎記念館 |
| その他(平成14年度開館)            | 横浜にぎわい座、赤レンガ倉庫1号館   |

### (3) 横浜美術館にかかる収支状況

現在、振興財団は、19施設の管理運営を行っています。その決算は全ての管理運営施設を含んだものとなっているため、合併前の旧財団法人横浜市美術振興財団のうち横浜美術館に該当する部分および合併後の振興財団のうち横浜美術館に該当する部分の収支計算書を抜き出したものが以下の表です。

表5-4 横浜美術館に関する収支計算書

| 項目                                  | 平成12年度     |            | 平成13年度     |            | 平成14年度      |            |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|
|                                     | 金額<br>(千円) | 百分比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 百分比<br>(%) | 金額<br>(千円)  | 百分比<br>(%) |
| 横浜美術館施設該当(駐車場・店舗除く) (一般会計 収支計算書の一部) |            |            |            |            |             |            |
| 基本財産運用収入                            | 269        | 0          | 138        | 0          | -           | -          |
| 事業収入                                | 180,702    | 15         | 188,121    | 16         | 62,673      | 6          |
| 利用料収入                               | 63,458     | 5          | 46,432     | 4          | 22,131      | 2          |
| 受託事業収入                              | 590,720    | 47         | 551,619    | 47         | 554,353     | 56         |
| 補助金等収入                              | 419,467    | 33         | 389,729    | 33         | 357,780     | 36         |
| 横浜市補助金収入                            | 414,861    | 33         | 389,729    | 33         | 355,780     | 36         |
| 民間協賛金・助成金                           | 4,606      | 0          | -          | -          | 2,000       | 0          |
| 雑収入                                 | 3,740      | 0          | 2,414      | 0          | 1,573       | 0          |
| 当期収入 合計                             | 1,258,358  | 100        | 1,178,454  | 100        | 998,511     | 100        |
| 芸術文化事業費                             | 277,247    | 23         | 269,142    | 24         | 223,578     | 21         |
| 情報事業費                               | 12,289     | 1          | 11,697     | 1          | 10,803      | 1          |
| 管理費                                 | 24,503     | 2          | 18,992     | 2          | 27,267      | 3          |
| 固定資産取得支出                            | -          | -          | -          | -          | 3,346       | 0          |
| 特定預金支出                              | 12,415     | -          | 12,517     | 1          | 11,870      | 1          |
| 自主事業人件費                             | 243,278    | 21         | 214,377    | 19         | 214,313     | 21         |
| 自主事業 支出計                            | 569,732    | 47         | 526,727    | 47         | 491,180     | 47         |
| 施設運営事業費                             | 476,032    | 40         | 443,817    | 40         | 437,116     | 42         |
| 受託事業人件費                             | 155,535    | 13         | 149,881    | 13         | 119,089     | 11         |
| 特定預金支出                              | 5,034      | -          | 2,632      | 0          | 4,284       | 0          |
| 受託事業 支出計                            | 636,601    | 53         | 596,331    | 53         | 560,490     | 53         |
| 当期支出 合計                             | 1,206,333  | 100        | 1,123,058  | 100        | A 1,051,671 | 100        |
| 当期収支差額( - )                         | 52,024     |            | 55,396     |            | 53,159      |            |
| 横浜美術館駐車場・店舗 (駐車場等特別会計 収支計算書の一部)     |            |            |            |            |             |            |
| 駐車場等事業収入                            | 151,389    | 100        | 221,053    | 100        | 73,572      | 100        |
| 雑収入                                 | 298        | 0          | 219        | 0          | 30          | 0          |
| 当期収入 合計                             | 151,687    | 100        | 221,272    | 100        | 73,602      | 100        |
| 駐車場等事業費                             | 92,340     | 56         | 145,064    | 69         | 66,603      | 78         |
| 特別会計人件費                             | 30,473     | 19         | 29,052     | 14         | 16,146      | 19         |
| 文化事業費                               | 14,305     | 9          | 11,842     | 5          | 0           | 0          |
| 特定預金支出                              | 20,702     | 12         | 15,141     | 7          | 3,074       | 3          |
| 法人税等                                | 6,811      | 4          | 10,250     | 5          | 0           | 0          |
| 当期支出 合計                             | 164,631    | 100        | 211,349    | 100        | B 85,823    | 100        |
| 当期収支差額( - )                         | 12,944     |            | 9,923      |            | 12,221      |            |
| 当期収支差額合計                            | 39,080     |            | 65,319     |            | 65,380      |            |

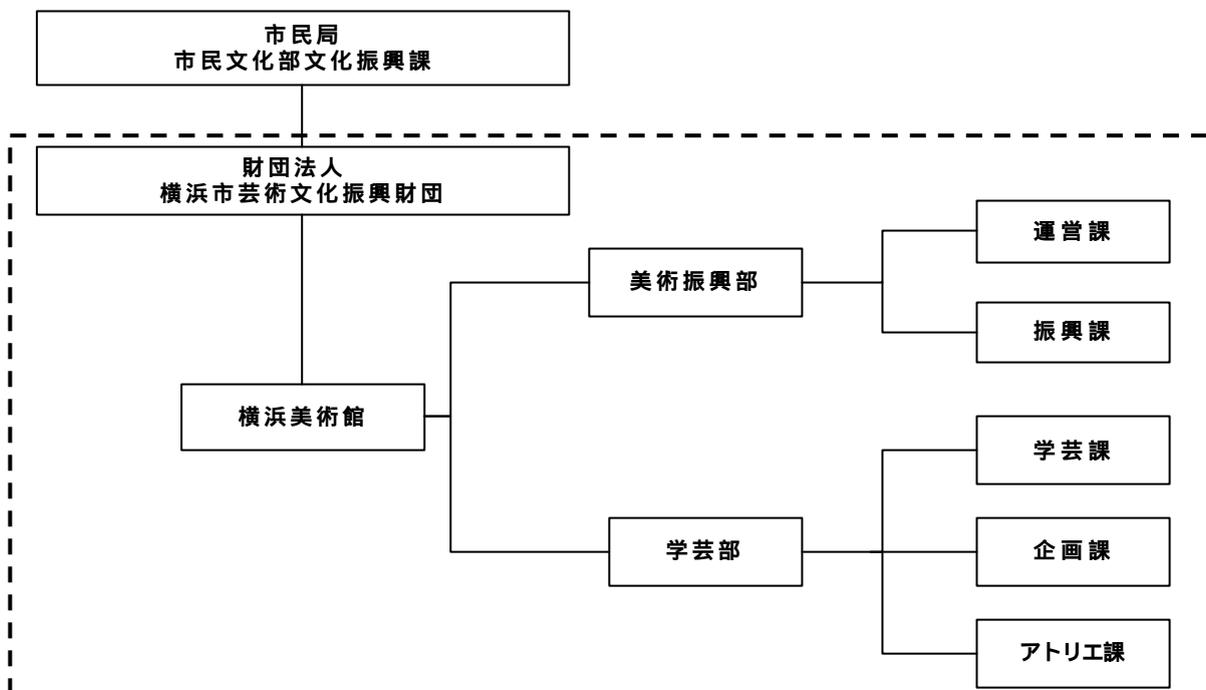
(注) 平成14年度支出合計(A+B) 1,137,494千円

(4) 機構図および人員

横浜美術館の管理運営は、振興財団の職員 50 名で行っています。その機構図は次のとおりです。

図 5-4 機構図

(平成 15 年 3 月 31 日現在)



(注) 破線内が振興財団であり、横浜市より横浜美術館の管理運営委託を受けています。

表 5-5 横浜美術館職員の内訳

(単位：人)

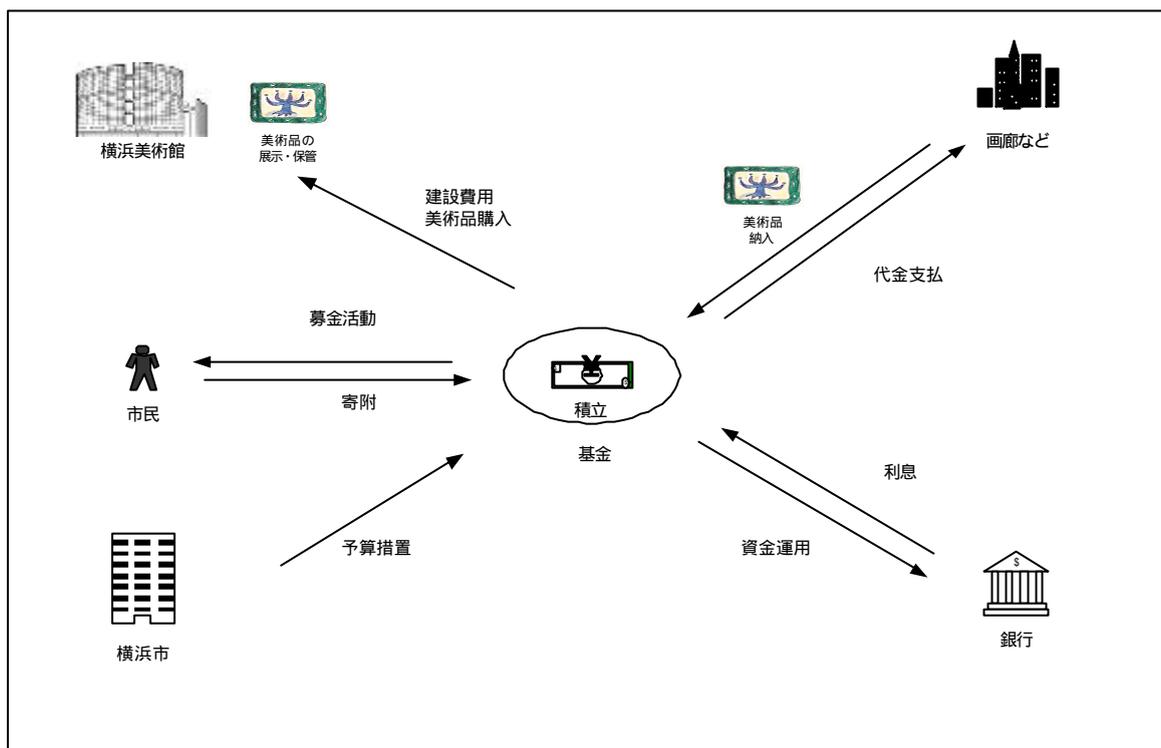
|    | 市派遣 | 固有職員 | 嘱託職員 | 横浜市OB | 非常勤職員 | 合計   |
|----|-----|------|------|-------|-------|------|
| 部長 | 1   | 1    |      |       |       | 2    |
| 課長 | 1   | 3    |      | 1     |       | 5    |
| 係長 | 2   | 8    |      |       |       | 10   |
| 係員 |     | 20   | 7    | 2     | 4     | 33   |
| 計  | 4   | 32   | 7    | 3     | 4     | 50   |
| 割合 | 8%  | 64%  | 14%  | 6%    | 8%    | 100% |

### 3. 横浜市文化基金の概要

#### (1) 横浜市文化基金

基金は、「横浜市民の文化活動の場としての総合的機能を備えた美術館その他の文化施設の建設および美術館に収蔵する美術品等の収集に資する」(横浜市文化基金条例第1条)ため、昭和56年に設置されました。基金の概要は以下の図のようになります。

図5-5 基金概要



基金の管理については、同条例施行規則第2条より市民局が管理運営しています。昭和56年度から平成14年度までの基金の調達および運用は以下のとおりです。

表5-6 基金の運用・実績表

| 基金の運用    |            |            | 基金の調達     |            |            |
|----------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 項目       | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) | 項目        | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) |
| 横浜美術館の建設 | 2,000,000  | 18         | 横浜市の予算の積立 | 8,771,229  | 77         |
| 美術品の購入   | 9,134,654  | 80         | 市民等からの寄附  | 1,678,975  | 15         |
| 美術品の修復   | -          | -          | 運用収益      | 955,106    | 8          |
| 次年度繰越残高  | 270,656    | 2          |           |            |            |
| 計        | 11,405,310 | 100        | 計         | 11,405,310 | 100        |

これを要するに、114億円の資金を調達して、横浜美術館の建設資金として20億円、美術品の収集に91億円がそれぞれ充当されました。なお、美術品の修復にかかる費用に基金

を充当したことはありません。  
これを年度別にみると次のとおりです。

表 5-7 基金の年度別推移表

(単位：千円)

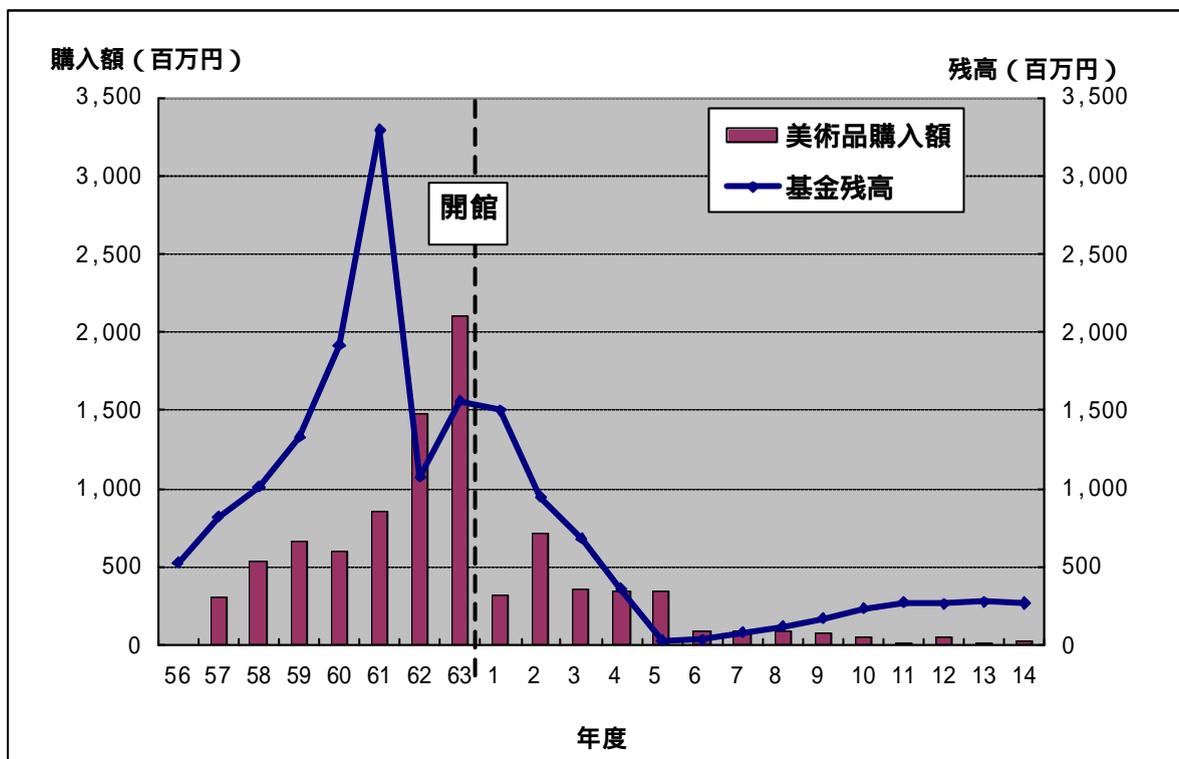
| 年度 | 調達額       |           |         |            | 美術品<br>購入額 | 横浜美術館<br>建設資金 | 基金残高      |
|----|-----------|-----------|---------|------------|------------|---------------|-----------|
|    | 市の積立      | 寄附        | 運用収益    | 計          |            |               |           |
| 56 | 500,000   | 15,281    | 11,145  | 526,427    |            |               | 526,427   |
| 57 | 500,000   | 66,073    | 36,563  | 602,636    | 303,918    |               | 825,145   |
| 58 | 560,000   | 121,219   | 45,568  | 726,787    | 539,157    |               | 1,012,774 |
| 59 | 800,428   | 153,644   | 27,801  | 981,874    | 662,848    |               | 1,331,800 |
| 60 | 880,000   | 149,837   | 152,726 | 1,182,563  | 595,905    |               | 1,918,459 |
| 61 | 1,920,000 | 179,157   | 132,541 | 2,231,698  | 859,200    |               | 3,290,957 |
| 62 | 720,000   | 358,808   | 193,442 | 1,272,250  | 1,486,572  | 2,000,000     | 1,076,635 |
| 63 | 2,220,000 | 318,976   | 52,227  | 2,591,203  | 2,103,757  |               | 1,564,082 |
| 元  |           | 173,905   | 87,711  | 261,616    | 319,177    |               | 1,506,521 |
| 2  |           | 43,360    | 111,150 | 154,510    | 716,180    |               | 944,852   |
| 3  |           | 30,810    | 61,663  | 92,473     | 357,097    |               | 680,227   |
| 4  |           | 10,600    | 22,716  | 33,316     | 351,909    |               | 361,634   |
| 5  |           | 8,500     | 7,443   | 15,943     | 350,062    |               | 27,515    |
| 6  | 85,800    | 5,000     | 2,091   | 92,891     | 84,693     |               | 35,714    |
| 7  | 120,000   | 15,000    | 1,637   | 136,637    | 88,805     |               | 83,545    |
| 8  | 120,000   | 3,572     | 1,618   | 125,191    | 88,801     |               | 119,935   |
| 9  | 120,000   | 1,500     | 1,787   | 123,287    | 72,403     |               | 170,819   |
| 10 | 100,000   | 10,600    | 2,065   | 112,665    | 51,429     |               | 232,055   |
| 11 | 50,000    | 2,330     | 1,227   | 53,557     | 11,790     |               | 273,822   |
| 12 | 40,000    | 2,000     | 741     | 42,741     | 49,584     |               | 266,979   |
| 13 | 20,000    | 5,700     | 1,194   | 26,894     | 16,908     |               | 276,965   |
| 14 | 15,000    | 3,100     | 40      | 18,140     | 24,450     |               | 270,656   |
| 合計 | 8,771,228 | 1,678,975 | 955,106 | 11,405,310 | 9,134,654  | 2,000,000     | 270,656   |

(注) 横浜能楽堂建設にかかるものは除いています。

基金による美術品購入高は、横浜市の厳しい財政状況を反映して年々減少傾向にあり、横浜市から基金への積立額は年々減少し、平成 14 年度に至っては 15 百万円にまで減少しています。また、募金活動については、横浜美術館の情報誌「RGB」において、毎号、基金への寄附を呼びかけていますが、厳しい経済状況を反映してピーク時の 0.8%まで減少しています。

次に、基金の美術品購入額と基金の残高の推移を示すと以下のようになります。

グラフ 5-1 美術品購入額と基金の残高の推移



基金による美術品購入額は横浜美術館開館前の昭和63年度（昭和63年度累計 美術品購入高 65 億円）まで増加傾向にあったものの、横浜美術館開館後の美術品購入高は徐々に減少し、平成6年度より平成14年度まで各年度総額1億円以下の水準で推移しています。

## （2）美術資料の収集方針

基金では、以下の「美術資料の収集方針」に基づき、近代および現代美術の流れが展望できる内外のすぐれた美術資料を体系的に収集しています。

- （1）西洋文化の流入窓口であった横浜開港当時のヨーロッパ近代美術と日本近代美術の相互影響の足跡がたどれる作品
- （2）近代美術の展開と流れの眺観に役立つ作品
  - 今日の美術が内包する問題点を明確に表わしている作品
  - 近代美術の一分野としての写真の代表作品
  - 現代の市民生活に密着した分野（デザイン、工芸、建築、ビデオ）の代表作品
- （3）横浜ゆかりの代表作家の作品、岡倉天心との関係を含めて、原三溪に庇護された、日本近代美術の発展に寄与した作家の作品
- （4）第1項から第3項に関連する資料

横浜美術館の資料収集にあたっては、「横浜市美術資料収集に関する要綱」（昭和63年

2月25日制定)に基づき、収集方針への適合性、芸術性および真贋性の審査を行うために横浜市美術資料収集審査委員会を、また、収集作品について予定価格を決定するために美術作品価額評価委員を置き、以下のような手続きにより美術品を収集しています。

表5-8 美術品収集手続

| 順序 | 手続  |
|----|---|
|    | 横浜市から振興財団に収集候補作品の調査を委託する。                           |
|    | 横浜市と振興財団で内部検討委員会を開催し、事務局案を決定する。                     |
|    | 美術資料収集審査委員会で収集の妥当性について審査を行う。                        |
|    | 美術作品価額評価委員が作品1点ずつの価額を評価する(注1)。                      |
|    | 評価額決定後、購入予定先より見積りを徴収し、見積りが評価額以下であれば契約を締結し、購入する(注2)。 |

- (注) 1. 1分野3人以上(平成14年度は4人)の評価委員を、実務家・学識経験者(公立美術館長・課長級、大学教授、画商等)から委嘱(収集審査委員とは兼務不可)し、各評価委員の評価額を基に価額を決定しています。評価委員に対しては、収集候補作品のデータを事前に送付するなど十分な調査・検討期間を確保し、作品1点ずつの評価を依頼しています。作品の評価額の決定に関しては、各作品の最高評価額および最低評価額を除いた評価額の平均値を、その作品の評価額としています。また、1作品につき評価者が5人未満の場合は、出席委員全員の評価額の平均値をその作品の評価額とします。
- なお、美術作品価額評価委員と美術資料収集審査委員会との兼任はできません。
2. 1億円以上の作品については、取得議案として議会の決議(地方自治法第96条第1項第8号、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条)を受けています。

次に、基金により購入した美術作品の分野別の点数および割合を示します。

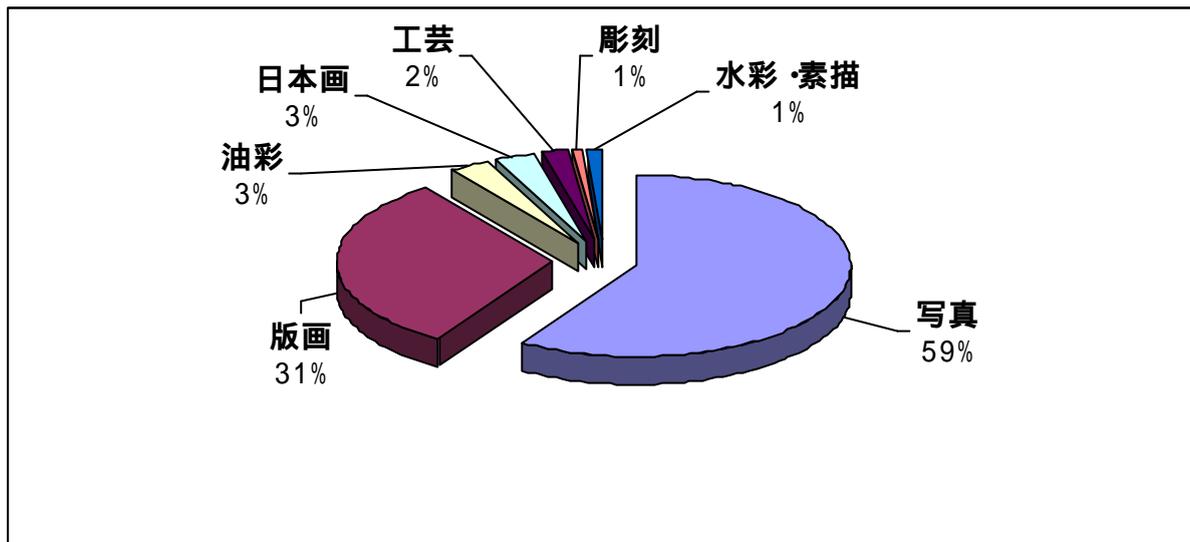
表 5-9 分野別購入作品点数

(単位：点)

| 年度            | 作品<br>点数 | 収集内訳 |     |       |    |    |       |       |
|---------------|----------|------|-----|-------|----|----|-------|-------|
|               |          | 油彩   | 日本画 | 版画    | 彫刻 | 工芸 | 写真    | 水彩・素描 |
| 平成 14<br>年度累計 | 5,182    | 189  | 153 | 1,602 | 44 | 82 | 3,052 | 60    |

(注) 寄贈分は除きます。

グラフ 5-2 購入作品点数の分野別割合



(注) 寄贈分は除きます。

このグラフから分かるように、購入作品点数のうち写真の割合は全体の 59%と過半数を占めています。横浜が長崎とともに写真発祥の地であることから「近代美術の一分野としての写真の代表作品を収集する」という収集方針を反映したものであることが分かります。

## 4. 入場料金

### (1) 入場料金

美術品の入場チケットは、コレクション展または企画展の入場チケット（企画展とコレクション展の両方を鑑賞できる）の2種類があります。入場料は以下のとおりです。

表 5-10 入場チケット料金

|                    |   | 一 般  | 大学生・高校生 | 中学生・小学生 |
|--------------------|---|------|---------|---------|
| コレクション展<br>(常設展示展) | 個人料金  | 500円 | 300円    | 100円    |
|                    | 団体料金  | 400円 | 240円    | 80円     |
| 企画展                | その都度設定されています。過年度においては800~1,300円(一般)の間で設定されています。 |      |         |         |

### (2) 他の公立美術館の入場料金

他の公立美術館の常設展示展入場料金を以下に示します。

表 5-11 コレクション展(常設展示展)の他施設との比較表

| 館 名          | 常設展示展料金(円) |            |         | 企画展券での<br>常設展の観覧 |
|--------------|------------|------------|---------|------------------|
|              | 一 般        | 大学生・高校生    | 中学生・小学生 |                  |
| 横 浜 美 術 館    | 500        | 300        | 100     |                  |
| 北海道立近代美術館    | 300        | 大150・高 無料  | 無料      | ×                |
| 宮城県立美術館      | 300        | 大150・高 無料  | 無料      |                  |
| 福島県立美術館      | 260        | 大260・高 無料  | 無料      |                  |
| 山梨県立美術館      | 500        | 210        | 100     | ×                |
| 埼玉県立近代美術館    | 200        | 100        | 無料      |                  |
| 千葉県立美術館      | 無料         | 無料         | 無料      |                  |
| 国立西洋美術館      | 420        | 大130・高 70  | 無料      |                  |
| 東京都現代美術館     | 500        | 大400・高 250 | 無料      |                  |
| 川崎市民ミュージアム   | 500        | 300        | 無料      |                  |
| 静岡県立美術館      | 300        | 大300・高 無料  | 無料      |                  |
| 愛知県美術館       | 500        | 300        | 無料      |                  |
| 名古屋市立美術館     | 300        | 200        | 無料      |                  |
| 大阪市立美術館      | 300        | 200        | 無料      |                  |
| 兵庫県立近代美術館    | 500        | 400        | 無料      |                  |
| 広島市現代美術館     | 320        | 大240・高 150 | 150     |                  |
| 山口県立美術館      | 190        | 大120・高 無料  | 無料      | ×                |
| 北九州市立美術館     | 150        | 100        | 50      | ×                |
| 福岡市美術館       | 200        | 150        | 100     | ×                |
| 平均値(横浜美術館除く) | 318        | 大206/高 135 | 22      |                  |

横浜美術館のコレクション展の入場料金は、19館中、一般で1番目、大学生で2番目、高校生で2番目、中学生・小学生で2番目と比較的高めに設定されています。

## 5 . 企画展

### ( 1 ) 企画展の企画・立案

横浜美術館では年間4回、さまざまな企画による美術展（企画展）を開催しています。その企画・立案の基本方針である「企画展の企画・立案方針」の内容は、以下のとおりです。

- ( 1 ) 国際港都横浜にふさわしい世界な視野の企画。
- ( 2 ) 地域の人々が現代美術横浜に親しみ、現代美術に対する理解を促すような催し。
- ( 3 ) 建築、工芸、デザインなど生活に密着した分野の企画。
- ( 4 ) 近代日本の美術および横浜ゆかりの美術展。特に原三溪ゆかりの作家を重視しつつ、開港以来の洋画・日本画の流れを歴史的にとらえた企画。  
また、横浜の美術史を横浜出身または在住作家によりながら、多角的に紹介する企画。
- ( 5 ) 横浜と日本写真史の関係を重視し、国際的視野における現代までの写真を多角的にとらえた企画。

この企画・立案の基本方針に従って開催された最近5年間の企画展を以下に紹介します。

表 5-12 最近5年間の企画展

( 単位：人 )

| 年月       | 企画展の内容                          | 有料<br>入場者数 |
|----------|---------------------------------|------------|
| 平成 10 年度 | イヴォン・ランベール・コレクション展              | 17,187     |
|          | ヴェナンツォ・クロチェッティ展 (注)             | 21,556     |
|          | 美術と演劇展                          | 12,084     |
|          | 管木志雄 : スタンス                     | 6,167      |
| 平成 11 年度 | 國領經朗展                           | 12,988     |
|          | 開館 10 周年記念「世界を編む」展              | 20,083     |
|          | 開館 10 周年記念「セザンヌ」展 (注)           | 289,013    |
|          | 幕末・明治の横浜展                       | 18,748     |
| 平成 12 年度 | 熱き挑戦 - 片岡球子の全像展                 | 18,007     |
|          | 世界四大文明 中国文明展 (注)                | 359,108    |
|          | 現代の写真 「反記憶」展                    | 6,934      |
|          | 近代彫刻 - オブジェの時代展                 | 9,375      |
| 平成 13 年度 | イタリア彫刻の 20 世紀展 (注)              | 13,182     |
|          | 奈良美智展                           | 79,168     |
|          | 真葛 宮川香山展                        | 11,564     |
|          | チャルトリスキ・コレクション展 (注)             | 203,368    |
| 平成 14 年度 | 宮崎進展 よろこびの歌を唄いたい                | 9,195      |
|          | ジャン＝マルク・ピュスタモント展 プライベート・クロッシング  | 14,770     |
|          | 生誕 100 年記念 ヴィフレド・ラム展 - 変化するイメージ | 9,281      |
|          | 明るい窓 : 風景表現の近代展                 | 12,427     |

( 注 ) 横浜美術館外部からの提案による企画展です。

## (2) 企画展の提案

企画展の企画提案は、横浜美術館の内部からのものと外部からのものとの2種類があります。

表 5-13 企画提案の種類

| 区分      | 提案者  | 提案の方法  |
|---------|--|--|
| 内部からの提案 | 学芸員より随時、企画展として開催する美術展の企画案を受け付ける。                                 | 学芸員は、所定の用紙「展覧会企画提案用紙」に必要事項を記入の上、これを企画課に提出する。                               |
| 外部からの提案 | 横浜美術館外部（新聞社、放送局、展覧会企画会社のほか個人の提案も含める）より随時、企画展として開催する美術展の提案を受け付ける。 | 企画課は、企画書、予算書、出品予定作品図版、参考図書等、展覧会の概要が把握できる最大限の資料を提出してもらい、必要に応じて提案者からヒアリングする。 |

外部からの提案による企画展は、基本的には年4回のうち1回のペースで実施しており、最近5年間の実績は前記の表 5-12 最近5年間の企画展 のとおりです。これらの多くは入場者数が上位の企画展となっています。

## 6 . 入場者数

最近5年間の入場者数の推移は以下のとおりです。

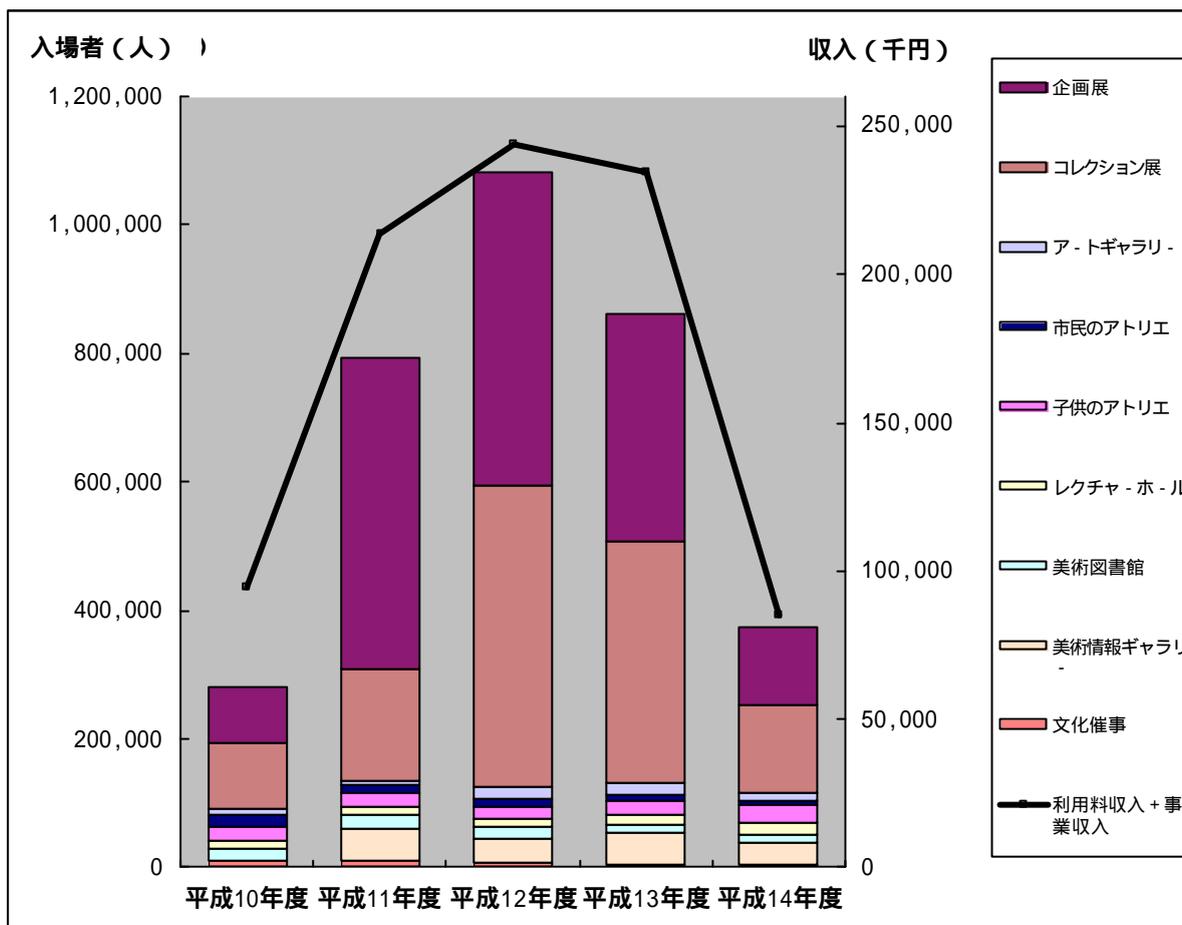
表 5-14 横浜美術館最近5年間の入場者数および開館日数推移

| 区分           | 平成<br>10年度      | 平成<br>11年度      | 平成<br>12年度      | 平成<br>13年度      | 平成<br>14年度      |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 美術展          | 288日<br>187,825 | 287日<br>658,400 | 267日<br>958,754 | 243日<br>731,514 | 283日<br>255,809 |
| 企画展          | 210日<br>86,190  | 238日<br>483,406 | 196日<br>489,403 | 203日<br>356,068 | 243日<br>120,408 |
| コレクション展      | 268日<br>101,635 | 267日<br>174,994 | 267日<br>469,351 | 236日<br>375,446 | 267日<br>135,401 |
| アートギャラリー     | 76日<br>10,682   | 68日<br>5,437    | 92日<br>16,352   | 56日<br>17,310   | 92日<br>11,701   |
| 市民のアトリエ      | 16,110          | 12,088          | 12,017          | 9,315           | 7,973           |
| 子供のアトリエ      | 21,377          | 22,561          | 20,408          | 24,619          | 28,217          |
| レクチャーホール     | 13,061          | 14,204          | 13,609          | 12,156          | 16,834          |
| 美術図書館        | 18,687          | 19,363          | 17,804          | 14,378          | 15,274          |
| 美術情報ギャラリー    | (休室)            | 50,863          | 36,844          | 48,549          | 33,008          |
| 文化催事         | 11,212          | 9,989           | 6,765           | 5,054           | 3,579           |
| (開館日数)       | 296日            | 295日            | 294日            | 259日            | 308日            |
| 入場者数合計       | 278,954         | 792,905         | 1,082,553       | 862,895         | 372,395         |
| 1日当たり平均延入場者数 | 942             | 2,687           | 3,682           | 3,331           | 1,209           |

(注) 平成12年度に美術展入場チケットを企画展用チケットでコレクション展も入場できる制度に変更したため、コレクション展の入場者数が企画展のそれと二重にカウントされていることとなりますが、従前の体系において同一日に企画展とコレクション展の双方を鑑賞する入場者も多数いたのではないかと推定できることから、コレクション展と企画展とで二重にカウントされた人数をそのまま加算し入場者数合計としています。

平成12年度の延入場者数は過去5年間の中で最も多く、平成元年度の開館より平成14年度までの14年間では、平成12年度は3番目、平成14年度は12番目に多い入場者実績となります。横浜美術館の入場者数は、企画展の企画・展示内容の人気度にかかっているといっても過言ではなく、年度間の延入場人員の増減傾向を分析することは困難です。

グラフ 5-3 横浜美術館入場者数と利用料・事業収入合計の最近5年間の推移



## 7. 博物館法上の博物館相当施設の指定

我が国では、博物館の設置および運営に関する必要な事項を定める法律として博物館法が制定されており、同法では美術館も芸術に関する博物館であると考えられています。

博物館法では、博物館は「登録博物館」、「博物館相当施設」、「博物館類似施設」に区分されています。同法第19条の規定により公立博物館にあっては、「当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する」ことが前提条件とされていることから、市長部局である市民局の所管下にある横浜美術館はこの点だけにおいて「登録博物館」としての登録条件を満たしておらず、また、同じ理由から「博物館相当施設」としての登録もできず、区分としては「博物館類似施設」の範疇に属することになっていました。

因みに、教育委員会所管とせず市長部局所管とした理由については、第1回美術館基本構想委員会会議要旨（昭和56年6月）によると、教育委員会の所管とし博物館法の適用を受けると僅かな補助金のために各種拘束事項に縛られ自由な運営が阻害される、社会教育法の精神に基づく博物館法下では社会教育という固定したもので運営され次第に硬直化が進む、といったことが掲げられていました。

ところが、平成10年に「博物館相当施設」については、市長部局所管施設でも指定を受けられるように制度改正がなされました。しかし、横浜美術館関係者はこの制度改正を知らず、「博物館相当施設」としての指定を受けていませんでしたが、平成15年2月に制度改正の事実を知るに至り、「博物館相当施設」の指定を受けることによるメリットを調査したところ、平成14年度に創設された文化庁の「芸術拠点形成事業助成金」を導入できる可能性がある事実を確認しました。

### 「芸術拠点形成事業」の概要

#### 1. 芸術拠点形成事業（展覧会事業等支援）の趣旨

本事業は、文化庁が美術館・博物館等の行う展覧会その他の事業に対する支援を実施することにより、我が国の文化芸術拠点の形成を図り、もって我が国の文化芸術水準の一層の向上に資することを目的としています。

#### 2. 募集対象事業者

以下のいずれかに該当する者（以下「美術館・博物館」という）とします。

- (1) 公私立の美術館、歴史博物館（博物館法の登録博物館または博物館相当施設に限る）。
- (2) 美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館であって、美術系もしくは歴史系の事業を実施しようとする館（博物館法の登録博物館または博物館相当施設に限る）。
- (3) 上記(1)または(2)の館を含む複数の美術館・博物館等が組織する実行委員会等（構成員として上記(1)(2)に該当しない博物館等が参加することは可能）。

#### 3. 募集対象事業

##### (1) 地域連携事業

地域の美術館・博物館等が連携して行う共同研究・研修事業、学校・文化施設等への巡回展等の文化芸術推進事業その他の事業

##### (2) 先進的な展示・教育普及手法の開発事業

IT等を活用した展示・教育普及手法の開発、アウトリーチ活動用の教材開発その他の事業

##### (3) 諸外国との交流事業

当該事業者の自主企画による諸外国の美術館・博物館等との交流による展覧会及び海外の学芸員等を招聘し行う講演会・シンポジウム・共同研究その他の海外交流事業。

#### 4. 支援経費

展覧会事業にあってはその実施に要する経費の2分の1を限度に、またその他の事業にあってはその実施に要する経費としますが、いずれの場合も予算の範囲内とします。

そこで、平成 15 年度中に「博物館相当施設」の指定を受けましたが、文化庁の「芸術拠点形成事業助成金」は申請時点で「博物館相当施設」でないため、平成 14、15 年度分について申請を行うことはできませんでした。

この他に、「博物館相当施設」としての指定を受けることによるメリットとして、登録美術品を公開することのできる美術館となれる、作品貸出先を「登録博物館」または「博物館相当施設」に限定している場合でも貸し出しを受けられる、といった点がありますが、これらについて過去に不都合の生じたことはないとのことでした。

なお、横浜美術館は平成 15 年 10 月 30 日に神奈川県教育委員会より「博物館相当施設」として指定を受けています。

<意見> 「助成金申請の機会逸失をなくすことを求めるもの」

「博物館相当施設」の指定要件の変更に関する情報不足から、2 年間にわたり文化庁の「芸術拠点形成事業助成金」の申請機会を逸していました。文化庁の厳密な審査や予算上の制約があるため実際に申請してもどれ程の助成金が受け取れたか定かではありませんが、今後このような情報不足によるメリット享受の機会を逃すことのないように注意が必要です。

## 8 . 地方独立行政法人的視点からの事業運営

市民の貴重な財産である美術品の展示およびその収集については、市民の理解と支援が最も必要とされます。美術館事業についての公共性、自主性、透明性を確保するという観点から、すでに独立行政法人化した国立美術館を参考にして、実質的に地方独立行政法人化したのと同様の効果がある仕組みを導入し、独立行政法人としての視点から事業運営を検討する必要があるのではないかと考えます。

そこで、平成 15 年 7 月に地方独立行政法人法が公布され、平成 16 年 4 月から施行されますが、地方独立行政法人の制度を横浜美術館に当てはめてみた場合、美術館の管理運営について横浜美術館が抱えている課題がどのように改善されるかを以下に要約します。

### ● 目標による業務管理

- 振興財団は、音楽や演劇、芸能等に関する自主企画事業と貸館事業を実施するホールを中心とした施設や、美術館のように展覧会の開催を中心とした施設など、事業内容の異なる施設を管理運営しています。

美術館を始めとしたこれらの施設で実施している事業は、単なる貸ホール・貸館とは異なり、文化の振興と市民の文化に関する学習、創作活動等に寄与するための事業であり、その提供するサービスはより高度で専門的なものです。したがって、貸ホール・貸館事業と同じような目標による業務管理を行うことは適切ではなく、その事業目標・事業計画には数値以外の質的要素が重要となります。こうした質的要素を重点とした事業目標・事業計画を美術館が策定することにより、より計画的・効果的な事業が展開できると考えます。

- 横浜美術館には中期の事業計画がなく、年度予算にしたがって業務が運営されています。美術品は、昭和 57 年度以降の 21 年間にわたって収集していますが、基金の積立金および美術品の購入額はここ数年低水準で推移しています。

これは、市の文化基金により美術品の収集が行われているため、市の財政状況の影響が避けられないことによるものです。安定的に美術品の収集を続けるためには、すでに独立行政法人化されている国立美術館のように、美術館が自ら経常的に予算化し、美術品の収集を行うことも検討するべきと考えます。独立行政法人では、中期目標・中期計画の策定は必須のものとなっていることから、美術品の収集方針についても中期目標の中に位置付けることにより、コレクションの充実についての効率化が図れるものと考えます。

### ● 適正な業務実績の評価

- 平成 14 年度の入場者数は、平成元年の開館からの 14 年間における年度別入場者数で少ない方から 3 番目です。

入場者数は、企画展の企画・展示内容の人気度によります。企画展の企画提案は、横浜美術館の内部からのものと外部からのものがあり、外部からの提案によるものは年 4 回のうち 1 回のペースで実施されています。過去 5 年間の企画展の入場者数実績は、外部からの提案による企画展の入場者数が上位を占めています。単純に入場者数だけでは評価できませんが、独立行政法人では、第三者機関の評価委員会が業務の運営状況を定期的に評価する制度となっており、企画展、コレクション展の入場者数についても評価項目の一つ

として、多角的な視点から業務実績の評価が行われることとなります。

- 業績主義の人事管理

- 役・職員の報酬・給与等は横浜市条例に定めるところに準じているものであり、業績評価に基づくものとはなっていません。

横浜美術館の役員や職員 50 名のモチベーションを確保するためには、その報酬・給与制度は業績評価に基づいたものであることが有効です。独立行政法人では、法人の業務実績および役・職員の業績を反映した報酬・給与の仕組み等を法人が決定して、これを届出・公表することが義務づけられており、業績評価に基づいた人事管理が可能となります。

- 財務運営の弾力化等、自律した業務運営

- 振興財団の横浜美術館にかかる平成 14 年度の収支差額はマイナスの 65,380 千円で、対前年度比 130,699 千円の減少でした。その主な原因は自主事業収入が 125,447 千円の減少となったためですが、次期繰越収支差額は、旧財団法人横浜市美術振興財団からの残余財産の受入があるためにプラスとなっています。

横浜美術館の収支は、他の文化施設事業と区分して美術施設事業として把握されていますが、本来は、この美術施設事業と特別会計として処理されている美術館駐車場・店舗等の収支を合算したものであるべきです。さらに、横浜美術館としての貸借対照表は作成されていません。独立行政法人では、企業会計原則を適用するため、発生主義・複式簿記等の企業会計的手法に基づいた横浜美術館全般の収支と貸借対照表を把握することが可能となります。

- 企画展等の自主事業に関しては横浜市からの補助金が交付されていますが、この自主事業にかかる収支差額は、一定の額をあらかじめ予算に充当されるなど、次年度以降の予算額に反映されていきます。

これが結果的に、次年度の補助金交付額がその分だけ削減され、経営努力に基づいた余剰について用途が制限されることになっています。独立行政法人では、用途が制限されない運営交付金の交付が行われるため、経営努力で生じた毎年度の余剰は、中期計画で定めた用途に充当することができ、横浜美術館として自律した業務運営が可能となります。

- 積極的な情報公開

- インターネット情報では企画展や収集品の情報等が公開されていますが、中期目標や業務実績、事業評価の結果等の市民への情報公開は現状行われていません。

独立行政法人では、中期目標等、財務諸表、業務実績、評価結果、報酬・給与の支給基準等の広汎な事項をインターネット等の活用により積極的に公開することが義務付けられているため、これらの情報が広く一般市民に情報公開されることとなります。

横浜市では、平成 15 年 10 月に策定した「新時代行政プラン・アクションプラン」において「外郭団体の自主的・自律的経営の促進」を重点改革項目と位置付け、外郭団体の「経営状況の公開」「経営改善行動計画の策定」「団体と市との協約」「行動計画の達成状況の評価」など、地方独立行政法人制度の趣旨を生かした『特定協約団体マネジメントサイクル』をスタートさせて外郭団体の自主的・自立的経営を促進させようとしています。このようなことから、横浜美術館についても、地方独立行政法人的な視点からの事業運営を

行い、年度の事業計画を中期目標・中期計画に基づいて策定し、これに対する業務実績を定期的に評価し、そしてこれらの情報を広く情報公開することで、美術館事業についての公共性、自主性、透明性が確保されるようにする必要があります。

なお、市民の財産である美術品を管理することから民間化は困難と思われませんが、自立的経営を目指した指定管理者による運営が望まれます。

<意見> 「地方独立行政法人的視点からの事業運営の検討を求めるもの」

平成 15 年 7 月に地方独立行政法人法が公布され、平成 16 年 4 月から施行されます。地方独立行政法人制度の狙いとしては、中期目標、中期計画、年度計画を明らかにし、それに対する業務実績を定期的に評価し、さらにはこれらの情報を広く公開することが掲げられています。

横浜美術館についても、地方独立行政法人的な視点からの事業運営を行い、年度の事業計画を中期目標・中期計画に基づいて策定し、これに対する業務実績を定期的に評価し、そしてこれらの情報を広く情報公開することで、美術館事業についての公共性、自主性、透明性が確保されるようにする必要があります。

## 9. 横浜美術館の行政コスト計算書

### (1) 平成14年度の行政コスト計算書

表5-15 横浜美術館の行政コスト計算書

| 項 目       | 平成14年度    |        |
|-----------|-----------|--------|
|           | 金額(千円)    | 百分比(%) |
| 人にかかるコスト  | 378,907   | 22     |
| 物にかかるコスト  | 1,001,888 | 58     |
| その他のコスト   | 346,214   | 20     |
| 行政コスト総額   | 1,727,010 | 100    |
| 利用料収入等    | 162,021   | 9      |
| 差引一般財源負担額 | 1,564,988 | 91     |

### (2) 行政コストの財務指標

発生主義会計に基づいた横浜美術館にかかるトータルコスト計算によって、市民が受けるサービスとコスト負担の関係を明らかにすることができ、また、以下のような財務指標を用いて行政活動の効率性を検討することができます。

表5-16 行政コストの財務指標

| 財務指標                | 計算式                                      | 計算式  | 数値     |
|---------------------|--|--|--------|
| 性質別<br>行政コスト計算      | $\frac{\text{人にかかるコスト}}{\text{行政コスト総額}}$ | $\frac{378,907\text{千円}}{1,727,010\text{千円}}$    | 22%    |
|                     | $\frac{\text{物にかかるコスト}}{\text{行政コスト総額}}$ | $\frac{1,001,888\text{千円}}{1,727,010\text{千円}}$  | 58%    |
| 市民1人当たりの<br>行政コスト計算 | $\frac{\text{差引一般財源負担額}}{\text{市民数}}$    | $\frac{1,564,988\text{千円}}{3,507,157\text{人}}$   | 446円   |
| 単位指標当たりの<br>行政コスト計算 | $\frac{\text{行政コスト総額}}{\text{利用者数}}$     | $\frac{1,727,010\text{千円}}{372,395\text{人}}$     | 4,638円 |
|                     | $\frac{\text{差引一般財源負担額}}{\text{利用者数}}$   | $\frac{1,564,988\text{千円}}{372,395\text{人}}$     | 4,202円 |
| 行政コスト対<br>有形固定資産比率  | $\frac{\text{行政コスト総額}}{\text{有形固定資産}}$   | $\frac{1,727,010\text{千円}}{24,229,928\text{千円}}$ | 7%     |
| 収入項目対<br>行政コスト比率    | $\frac{\text{利用料収入}}{\text{行政コスト総額}}$    | $\frac{162,021\text{千円}}{1,727,010\text{千円}}$    | 9%     |

(注) 表右端の「数値」は四捨五入しています。

### (3) 行政コスト分析

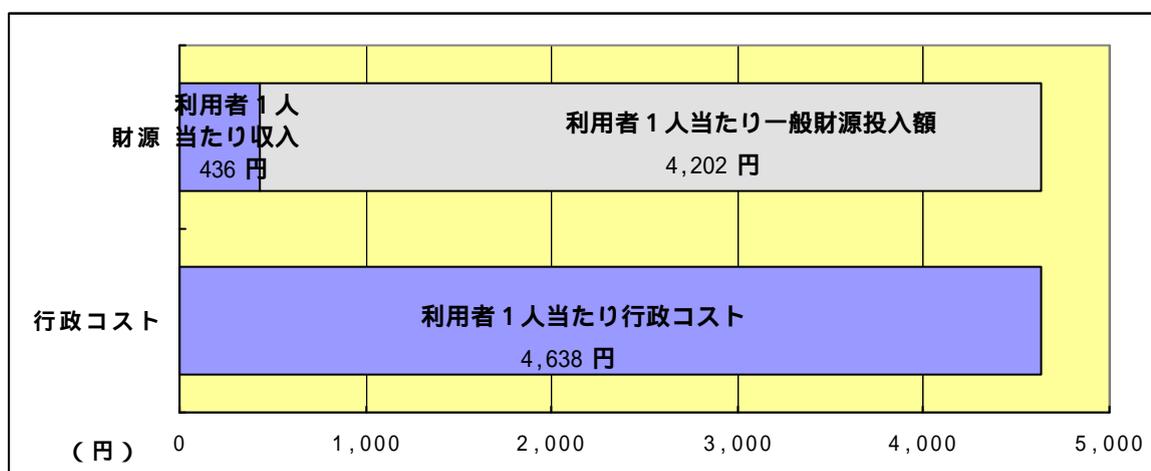
性質別行政コスト：横浜美術館を管理運営するための行政コスト総額は、振興財団のみの事業費支出べ - スの1,137,494千円より589,516千円多い1,727,010千円となり、そのうち、人にかかるコストの割合は22%であり、物にかかるコストの割合は58%となっています。行政コストの「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」などの性質別コストおよびその財務指標を通年比較す

ることによって、提供したサービス内容の変化を把握でき、また、この性質別コストおよび財務指標を目標管理の数値として用いることによって、コスト削減のための予算統制が可能となります。

市民1人当たり行政コスト：横浜美術館の行政コストを市民1人当たりが負担している額は、利用料収入等控除後の純額ベースで446円となっています。一般的に、施設を管理運営するために、利用料収入等で賄えないコストについては一般財源（市税）が充てられます。このコストを類似している他の公立美術館のそれと比較することによって、その負担の軽重が分かります。

単位指標当たりの行政コスト：横浜美術館の利用者が受けるサービスの行政コストは利用者1人当たり4,638円、そのうち利用者が負担している部分は436円であり、残りの4,202円は一般財源が負担しています。このような行政サービスを必要とする人と、必要としない人の双方がいる場合、利用者から管理運営のコストの一部を負担してもらうために利用料金を徴収しています。以下に利用料金の負担割合の高低を示します。

グラフ5-4 単位指標当たりの行政コスト



行政コスト対有形固定資産比率：横浜美術館の平成15年3月末の有形固定資産金額（建物は減価償却後）は次のとおりです。

| 内 訳             | 金 額               |                      |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 建物等             | 9,482,471千円       | (当初建設費 12,850,075千円) |
| 土地              | 5,612,802         |                      |
| 美術品             | 9,134,654         |                      |
| <b>有形固定資産合計</b> | <b>24,229,928</b> |                      |

したがって、横浜美術館という資産（ハード）に投ぜられた財源に対する行政コストの割合は7%となります。この比率は、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているかを知る上で参考となる指標です。また、各行政分野におけるハード、ソフトの両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討する上でも参考になるものと考えられます。

収入項目対行政コスト比率：横浜美術館の行政コストのうち、利用料収入等により賄えているのは全体の9%であり、残りの91%のコストについては一般財源が負担しています。この一般財源の負担が大きい小さいかは、その施設が提供している行政サービスとの比較で考えますが、行政サービスの効用が一定であると仮定するならば、行政コストの削減および利用料収入等の増加が一般財源の負担を軽減するという関係が成り立つことが分かります。

## 10. 出納・資金の管理

### (1) 営業用現金の管理

館内における入場チケット収入に関する現金は、入場チケット収入、入場チケット用つり銭および金庫保管の入場チケット用つり銭準備金で構成されています。

入場チケット収入は、レジスター・ジャーナル等の収入金額と照合した後に、金庫内に保管され、銀行に預け入れられています。また、入場チケット用つり銭は営業開始前にチケット売場へ引き渡されます。

金庫に保管されている入場チケット用つり銭準備金の管理状況について確認したところ、このつり銭準備金については、金種表を作成した上で現金の実査を行っていますが、その頻度は月に1度でした。つり銭準備金の残高を一定額になるようにしていますが、その金種は日々の受け払いにより変化します。現金残高の管理を適切に行うためには、つり銭準備金は毎日これを実査し、権限のある上位者に報告してその承認を受けなければなりません。

<意見>「営業用現金の管理について改善を求めるもの」

横浜美術館では、つり銭準備金の実査の頻度は月に1度となっていました。現金管理を適切に行うためには、つり銭準備金の実査を毎日行うように改めるよう受託者を指導する必要があります。

### (2) チケット管理

横浜美術館の入場チケットは現金同等物であり、現金同様に不正・盗難を防止する必要があるにもかかわらず、横浜美術館でのチケットの管理状況を確認したところ、管理方法について以下のような問題点がありました。

まず、チケットの保管状況を確認したところ、チケットは金庫傍の収納庫に収納してあるものの、収納庫に鍵はかけられておらず、これらのチケットは容易に取り出せる状態にありました。チケットは現金同等物であり、その保管についても現金同様に不正・盗難防止の観点から施錠された収納庫で保管する必要があります。

次に、チケットの受払および保管残高に関する記録がなされていませんでした。チケットは、印刷の関係で大量に保管することが予想されますので、受払を継続的に記録することによって現在残高を常に明らかにしておかなければなりません。さらに、定期的な残高実査を行うことにより、残高確認を行う必要があります。

さらには、振興財団ではチケット管理に関する規程がありませんでした。これらの問題点に対応した、チケットの管理規程を定める必要があります。

<意見>「チケットの管理について改善を求めるもの」

チケットは現金と同様に管理すべきものです。チケットの管理状況を確認したところ、チケットは施錠のない収納庫で保管されており、受払および残高に関する記録が行われていませんでした。また、チケットの取扱いに関する管理規程がありませんでした。

不正・盗難防止の観点から、チケットの取扱いに関する管理規程を整備して、チケットを施錠された収納庫に保管し、受払記録を継続的に行い、定期的な残高実査を実施することを受託者に指導する必要があります。

### (3) 無料招待券

振興財団では、自主事業である企画展の開催に際して、その広告宣伝のために無料招待券を配布しています。企画展の開催に先立ち目標とすべき「当初入場者見込数」を決定し、これを受けて、有料・無料入場者の予想割合から「無料入場者見込数」を決定します。「無料招待券配布枚数」は、通常の企画展では25,000枚前後のほぼ固定した枚数ですが、大規模な企画展では各部署からの申請に基づいた積み上げの必要枚数となっています。

平成14年度では大規模な企画展がありませんでしたので、以下のようにおおむね25,000枚前後の無料招待券を配布しています。

表5-17 平成14年度企画展の計画時入場者見込数と無料招待券配布枚数 (単位:枚)

| 企画展              | 当初入場者見込数 | 入場者見込数   |          | 無料招待券配布枚数 |
|------------------|----------|----------|----------|-----------|
|                  |          | 有料入場者見込数 | 無料入場者見込数 |           |
| 宮崎進展             | 23,000   | 16,100   | 6,900    | 26,490    |
| ジャン＝マルク・ピュスタモント展 | 15,580   | 10,906   | 4,674    | 24,914    |
| ヴィフレド・ラム展        | 37,800   | 28,350   | 9,450    | 24,610    |
| 風景表現の近代展         | 25,000   | 17,500   | 7,500    | 25,242    |
| 合計               | 101,380  | 72,856   | 28,524   | 101,256   |

企画展のチケットは、同時に受託事業であるコレクション展の観覧もできることから、企画展のチケット収入の一部をコレクション展の収入に振替えています。このことから、無料招待券による入場者は、結果的にコレクション展を無料で観覧できることになるため、コレクション展の収入にも影響を与えることとなります。

無料招待券を固定的に25,000枚前後として配布していることについては、横浜美術館としての配布方針がないまま無料招待券の配布先とその枚数が決定されているように思われ、広告的な効果を意図した配布枚数であるとする積極的な根拠を見出すことはできません。企画展の人気、知名度、配布目的および入場者見込数等により、企画展開催の都度これらを総合的に勘案した上で最も宣伝等に効果のある配布枚数が決定されるべきではないかと考えます。また、企画展の終了時には、無料招待券の配布先とその使用状況を可能な限り分析し、配布先決定の事後評価を行うことも必要ではないかと考えます。

<意見> 「無料招待券配布枚数の決定方法の改善および配布先決定の事後評価を求めるもの」

企画展の開催に伴い配布される無料招待券は、平成14年度の配布枚数の実績からするとおおむね固定した枚数で配布されています。無料招待券による入場者は、結果的にコレクション展を無料で観覧できることになるため、コレクション展の収入にも影響を与えることとなります。

無料招待券の配布は、企画展の人気、知名度、配布目的および入場者見込数等により、企画展開催の都度、これらを総合的に勘案した上で最も宣伝等に効果のある配布枚数が決定されるべきです。また、企画展の終了時には、無料招待券の配布先とその使用状況を分析して配布先決定の事後評価を行うべきであると考えます。これらについて団体を指導する必要があります。

## 11. 物品管理

### (1) 備品の実地たな卸

管理委託の契約上、委託料で購入したものについては、法人税法施行令に定める固定資産の限度額未満のものを除いて横浜市のものであるとされています。

そこで、備品の現品実査を行ったところ、物品管理簿に記載された保管場所に備品がなく、他部署に保管されている例が見受けられ、また、物品管理簿に記載のない備品が発見されました。

表 5-18 現物照合の結果の要約

|                            | 件数 |
|----------------------------|----|
| 実地照合件数                     | 23 |
| (内訳) 存在を確認できたもの            | 20 |
| 存在しないもの                    | 1  |
| 使用見込がなく廃棄すべきもの             | 0  |
| 現物はあるが保管場所の記載が変更されていなかったもの | 1  |
| 保管場所が変更され確認できなかったもの        | 1  |
| 現物はあるが帳簿に記載のないもの           | 3  |
| 合計                         | 26 |

横浜市物品規則等によると毎年1回以上物品の照合等を行うものと規定されていることから、備品の実地たな卸の実施状況についてヒアリングをしたところ、毎年7月末に備品を実地照合しているとのことでした。実地たな卸の意義は、年度末に存在する備品を報告するために、全ての備品が適切に物品管理簿に記載されていることやその状態を確認することにあることから、年度末に実施されるべきものです。しかし、業務上の都合等でそれが困難である場合はできるだけ年度末に近い日にたな卸を実施し、その後年度末までの期間の備品の移動状況を把握して、期末残高を確定するという方法を採用します。横浜美術館では毎年度、備品の実地照合を行っているとのことですが、そのたな卸表が保存されていないため、そのてん末が不明です。実地たな卸の結果として、実地たな卸表を作成し、備品の有無、状態、保管場所の変更、備品整理票の有無等を記載し、必要に応じて追跡調査や適切な対処を行い、てん末を文書にまとめておく必要があります。

実地たな卸の前提となる備品整理票の貼付は、備品受入時ではなく、年1回の実地たな卸時にすることにしていますが、実査したところ、古いものだけでなく新しいものにも貼付のないものが見受けられました。備品整理票は、現品と物品管理簿の記載を関連付けるために不可欠です。備品整理票の貼付がないと備品の廃棄処理や現品照合も実施困難となります。また、備品整理票は、物品管理簿への受入の記録と同時に、現品に貼付すべきです。

#### <結果>「備品管理の強化を求めるもの」

現品実査を行ったところ、記載された保管場所に備品がなく、他部署に保管されている例が見受けられ、また、物品管理簿に記載のない備品が発見されました。また、毎年7月末に備品を実地照合していますが、その実地たな卸表が保存されていませんでした。

実地たな卸は年度末に行い、実地たな卸表を作成して、備品の有無、状態、保管場所の変更、備品整理票の有無等を記載し、必要に応じて行った追跡調査や適切な対処、てん末をまとめた結果報告書を作成しておく必要もあります。また、備品整理票の貼付は、実地たな卸時に実施することにしていますが、実査したところ、古いものだけでなく新しいも

のにも貼付のないものが見受けられました。備品整理票は備品受入時に貼付すべきです。これらのことについて受託者を指導する必要があります。

## 12. 美術品管理

### (1) 美術品の台帳管理と実地たな卸

美術品の管理については、横浜市文化基金条例施行規則第4条において「基金に属する美術品等の管理は、この規則に定めるもののほか、横浜市物品規則(昭和31年3月横浜市規則第33号)の例による。」と定められており、美術品の台帳管理や実地たな卸については横浜市物品規則が美術品に準用されると考えます。すなわち、美術品は、その特性を考慮するならば、物品と同様ないしはそれ以上に台帳管理や実地たな卸を厳重に行わなければならないと考えます。

#### 台帳管理

美術品の台帳管理に必要とされる事項は、作品そのものの情報(作品情報)と作品の移動および保管の情報に大別され、その主なものは以下のとおりです。

表5-19 美術品台帳の記載事項

|           | 現状記載されている事項  | 追加する事項   |
|-----------|--|--|
| 作品情報      | 分野<br>収集年度<br>収藏品番号<br>作者名<br>作家生没年・生年元号・没年元号<br>作品名<br>購入・寄贈の別<br>寄贈元<br>製作年度<br>材質・形状・寸法 | 購入元<br>購入金額<br>付属品   |
| 移動および保管情報 | (入出庫記録は「出入庫表」に記載されています。)   | 作品の受入年月日<br>入出庫記録(貸出・回収、借用・返却)<br>展示記録<br>現在残高<br>収蔵保管場所<br>付保状況 |

横浜美術館では、「収集年度別の作品リスト」により美術品をデータベース管理しています。この作品リストには、分野、収集年度、収藏品番号、作者名、作家生没年・生年元号・没年元号、作品名、購入・寄贈の別、寄贈元、製作年度、材質・形状・寸法といった事項は記載されていますが、購入元、購入金額、付属品という作品情報も必要ではないかと考えます。

また、作品の移動については、作品リストとは別に「出入庫表」に記載しています。しかしながら、「出入庫表」は作品の入出庫を中心とした管理となっているため、「出入庫表」と作品リストに関連性が保たれておらず、一定時点における全ての収蔵作品の保管(在庫)情報を把握することが困難な状況となっています。美術品としての特性を考慮した場合には、移動および保管情報を台帳に継続的に記録することによって、入出庫、展示等を履歴情報として一元的に管理することも必要ではないかと考えます。

横浜美術館の全ての収蔵作品について、上記の2種類の情報がタイムリーに取り出せる

データベースを構築することが望ましいと考えます。

## 実地たな卸

横浜美術館では、美術品についての実地たな卸が行われていませんでした。実地たな卸は、美術品の実在性を検証するためだけではなく、貸出・返品の状態、修繕の必要性、保管状態のチェックのために必要不可欠な手続です。

実地たな卸には、定期たな卸と循環たな卸があります。定期たな卸とは、年度の特定の日にすべての物品を対象に一齐に実地たな卸を行う方法です。これに対して、循環たな卸とは、物品の一定部分（保管区域または作品ジャンル毎）を順次たな卸して、複数年度にまたがってすべての物品のたな卸を行う方法です。通常、定期たな卸の方法が採用されていますが、美術品の特性からして、循環たな卸によることも合理性が認められることから、収蔵作品の数量と事務手続の煩雑さ等を考慮した上で、実地たな卸の方法が決定されることが考えられます。

### <結果>「美術品の台帳管理の改善および実地たな卸の実施を求めるもの」

横浜美術館では、「収集年度別の作品リスト」により美術品の台帳管理を行っており、この作品リストには、作者や作品名等の一定の作品情報が記載されていますが、美術品としての特性を考えた場合には、購入元、購入金額、付属品といった情報も台帳に記載する必要があると考えます。また、一定時点における全ての収蔵作品の保管（在庫）情報を把握し、入出庫、展示等を履歴情報として保持するためには、台帳で一元的に移動および保管情報を管理することが必要であると考えます。

さらには、美術品の実地たな卸が行われていませんでした。美術品の実在性・網羅性を検証し、貸出・返品の状態、修繕の必要性、保管状態をチェックするためには、美術品について実地たな卸を行わなければなりません。

これらのことにつき受託者を指導する必要があります。

## （２）美術品の地震対策

美術品の収蔵・保管のためには地震対策が不可欠です。横浜美術館では、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を受けて、同年3月に5階、6階および7階の収蔵庫のうち6階、7階の収蔵庫の大部分について地震対策を施しました。その後、追加予算が認められなかったため、5階収蔵庫および6、7階収蔵庫の残りの部分については地震対策がなされないまま今日に至っています。

5階収蔵庫は、主に写真、版画を収蔵しています。作品の大部分は収納棚に収めてありますが、その棚に飛び出し防止柵が設けられていないため、地震によって作品が飛び出し、損傷を受けることが懸念されます。また、収納棚に入りきらない一部の作品は床置きされていますが、これについても転倒防止対策が十分に施されていません。

6階収蔵庫は、主として日本画を収蔵しています。絵画は保護対策が施されていますが、陶芸品等の一部は棚に収めてあり、その棚にも飛び出し防止柵が設けられていませんでした。写真 5-2 陶芸品保管棚。また、ガラス工芸品等は丈夫な木箱に収納されて床置きされていますが、これらが固定されていないため、地震の横揺れで動かされて周囲の絵画等を破損するおそれがあります。写真 5-3 絵画と床置きの箱。

写真 5-2 陶芸品保管棚



棚には飛び出し防止柵がありません。

写真 5-3 絵画と床置き箱



箱は固定されていません。

写真 5-4 床置きの彫刻



彫刻は固定されていません。

7階収蔵庫は、洋画を中心に収蔵しています。

6階と同じく絵画は十分な対策が採られていますが、床置きされている彫刻は固定されていないため倒壊のおそれがあります 写真 5-4 床置きの彫刻。

収蔵庫の保管スペースが手狭となっていることは理解できますが、美術作品の収蔵・保管には細心の注意が必要なことはいうまでもありません。紐を張るなどして美術品を固定するだけでもそれなりの効果があるはずです。まずは現状可能な範囲で地震対策への早急な対応と措置を行う必要があります。同時に、中長期的な観点から地震に対する予算措置を講じ、収蔵庫の拡張を含めた設備的な改善を行う必要があります。

#### <結果>「美術品収蔵庫の地震対策を求めるもの」

収蔵庫における美術作品の保管についての地震対策が万全であるとは思われません。美術品の安全な保存は美術館の責務であると考えます。地震対策への現状可能な範囲での対応とともに、設備的な改善についても検討する必要があります。

### (3) 未展示作品と展示記録のデータベース化

横浜美術館では美術情報の提供の場として美術情報ギャラリーを設け、収蔵作品情報のデータベース化を実施しその情報を提供していますが、どの作品をいつ展示したといった展示記録のデータベース化は行っていません。

このようなことから、収集してから一度も展示されることがない作品の点数等を確認するためには、展示作品を掲載してきた横浜美術館年報を順にあたる必要があり、相当な時間が必要となります。年に3回展示替えを行っているコレクション展では、おおよそ年間450点の作品が展示されていると推計され、横浜美術館の収蔵作品数は約7,000点なので、同一作品を数度展示していることから、開館14年間ではすべての作品を展示するにはいたっていないと考えられます。

美術館の果たすべき機能として、美術品の「収集・保存」があげられます。後世代に作品を残すこと、および学術研究上の必要性により、美術資料収集審査委員会で収集の妥当性について審査を受けた作品を収集し、これを保存することも美術館の使命です。収集した美術品は必ずしも展示しなければならないとするものではありませんが、美術品を収集するための基金は表5-6 基金の運用・実績表で示したように調達源泉の77%は一般財源により賄われていることから、展示記録のデータベース化等により、収蔵作品の展示・未展示の履歴情報を公開できるようにする必要があると考えます。

#### <意見> 「展示記録のデータベース化を求めるもの」

収蔵作品について、どの作品をいつ展示したといった展示・未展示の履歴情報がデータベース化されていないため、収蔵作品のうち未展示の作品およびその点数を把握することが困難な状況にあります。展示記録のデータベース化等を行い、展示・未展示の情報を公開できるよう受託者を指導する必要があると考えます。

## 13. 委託契約

### (1) 委託料の算定

横浜美術館の管理運営は振興財団に委託しています。委託料の算定にあたっては、人件費、コレクション展事業、施設運営事業、消費税の予算額を算定した上で、利用料金収入および前年度繰越金では賄いきれない不足分を横浜市委託料として算出しています。

この委託料の算定における人件費の中に、退職給与引当預金支出は含まれていません。委託料の算定にあたっては、施設の管理運営にかかる費用を網羅的に把握する必要があります。横浜美術館の人員にかかる退職給与引当預金支出は人件費の一部を構成することから、これを含めた上で委託料を算定する必要があります。

<意見> 「委託料の算定に退職給与引当預金支出を含めることを求めるもの」

横浜市から振興財団への委託料の算定にあたっては、人件費の中に退職給与引当預金支出は含まれていません。退職給与引当預金支出は人件費の一部を構成することから、退職給与引当預金支出を含めた上で委託料を算定しなければなりません。

## 14. 情報システム

### (1) 美術情報システムにおけるデータバックアップ

美術情報システムを用いて市民および美術研究者に対して下記のような情報を提供しています。

表 5-20 美術情報システムで提供している情報

| 提供情報                       | システム上のデータの状況や登録方法                                       |
|----------------------------|---|
| 横浜美術館の収蔵作品データ<br>(画像および文字) | 学芸部で入力したものを MO (光磁気ディスク) で入手してサーバーへ登録している。              |
| 国内の主要美術館・博物館・画廊などのデータ      | 国内 700 館と情報のやりとりをしており、都度ポスター等の情報を手入力等によりサーバーへ登録している。    |
| 上記美術館等の展覧会情報               | 年間 2,000 件程度のサーバーへの入力が発生しており、入力作業は業務委託している。             |
| ビデオライブラリー情報                | 約 600 件あるがデータ(情報)に変動はない。今後はビデオ情報を追加していく予定。              |
| アトリエ活動紹介動画情報<br>(館内のみ)     | アトリエ紹介用であり 20 本程度(1 本数分)の情報が登録されているのみであり、データ(情報)に変動はない。 |
| 横浜美術館催事情報<br>およびホームページ情報   | 積極的な広報目的とは異なるが、情報提供の位置付けでデータ登録されている。                    |
| 美術図書室収蔵資料情報                | 美術図書室システムから情報をデータ連携(インターフェース)している。                      |

上記の情報が登録されている美術情報サーバーのバックアップが年に 2 回取得されているのみとなっています。但し、入力端末側にも一部の情報を保持しており、月 1 回や 2 週に 1 回などの周期でサーバーやフロッピーディスクへのバックアップが行われています。

美術情報システムのディスク障害等が発生してデータ復旧する必要がある場合に、上記 や のように他システム等で管理しているデータについては、再度、管理元から情報を入手(またはデータ連携)することにより復旧可能です。しかし、特にデータ量の多い、またはデータの追加や変動が激しい、 の情報(特に )については、データの復旧に大きな時間、労力、費用が必要となる可能性があります。

#### <意見> 「データバックアップの周期変更を求めるもの」

横浜美術館では、所蔵作品データ等の情報提供を行うため美術情報システムを運用していますが、データ量が相当にのぼるにもかかわらず、サーバーのバックアップは年 2 回となっています。入力端末側のバックアップ情報からの復旧も可能であるとしても、再度、サーバーのディスク障害発生時を想定した復旧作業手順やそれにかかる工数、費用等を検証した上で、バックアップ手段やバックアップ取得周期を見直すよう受託者を指導する必要があります。

